

福祉の各種手当をぐく存知ですか

障がいのある方へ

特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、著しく重度の心身障がい等があり日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。(所得制限に該当する方、施設等に入所されている方などには支給されません)

手当月額 **26、340円**

※平成23年4月分から月額が変わります。

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の方で、重度の心身障がい等があり日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給されます。(所得制限に該当する方、施設等に入所されている方などには支給されません)

手当月額 **14、330円**

※平成23年4月分から月額が変わります。

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に中程度

以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、または養育者に支給されます。(所得制限に該当する方、対象児童が児童福祉施設等に入所している方などには支給されません)

手当月額

1級障がい **500、550円**
2級障がい **330、670円**

※平成23年4月分から月額が変わります。

介護者手当

在宅で、障がいのある方(20歳以上65歳未満)を介護されている方に支給されます。

※「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害福祉保健手帳」のいずれかをお持ちの障がい者(障害程度区分が5以上に認定されている方。※その他の要件あり)

手当月額 **10、000円**

ひとり親家庭の方へ

児童扶養手当

次の条件に当てはまる18歳到達

後最初の3月31日まで(一部20歳まで)の間にある児童を監護している

母、監護し生計を同じくしている父、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める程度の障がいにある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

手当月額

全部支給 **41、550円**
一部支給 **41、540円**
9、810円

※平成23年4月分から月額が変わります。

問い合わせ

福祉対策課

☎0978-72-5164

国見総合支所 地域市民健康課

☎0978-82-1112

武蔵総合支所 地域市民健康課

☎0978-68-1112

安岐総合支所 地域市民健康課

☎0978-67-1114

第6回大分県

障がい者スポーツ大会 出場者募集

5月28日・29日に第6回大分県障がい者スポーツ大会が開催されます。大会出場希望の方は、左記までお問い合わせください。

期日	競技	場所
5月28日(土)	卓球 (身体・知的・精神)	県身体障害者福祉センター
5月29日(日)	開会式・陸上競技 (身体・知的)	大分スポーツ公園 大分銀行ドーム
	フライングディスク (身体・知的・精神)	大分スポーツ公園 だいぎんグラウンド
	水泳 (身体・知的)	大分市営温水プール

申込期限

3月24日(木)

申し込み・問い合わせ

福祉対策課 障がい福祉班
☎0978-72-5164